

「キャンプ砂防2007」実施要領

第1 目的

砂防の意義と中山間地域及びそこに生活する人々に対して果たす砂防の役割を、地元の人々との共同作業や生活を通じて体験的に学ぶことにより、砂防に対する認識を深め、今後の土砂災害防止の推進に役立てる。

第2 対象者

「キャンプ砂防」の対象者は砂防を専攻する大学生、又は砂防に関心を持つ大学院・大学・高専の学生（大学生にあつては、専門課程の履修に入った3年（回）生を主として対象とする）とする。

第3 主催

直轄砂防事業を実施する各地方整備局事務所及び北海道開発局建設部（以下「事務所等」という。）が主催し、その実施にあたっては実行委員会を設け、実施体制・構成メンバー等を明確に運営する。

第4 募集・選定方法

- 1) キャンプ砂防の実施を予定する事務所等は、砂防部砂防計画課にキャンプ砂防の概要を登録する。
- 2) 砂防計画課は大学等の砂防担当教官にキャンプ砂防の募集要綱等の資料を送付し、キャンプ砂防参加希望者を募集する。
なお、管内に事業等で特に関係する大学がある場合、事務所等が直接大学へ募集活動を行うことを認める。その場合は、事前に砂防計画課へ届けること。
- 3) 砂防計画課と事務所等において参加者のキャンプ地、人数の調整を行う。
- 4) 砂防計画課は応募学生に対して、キャンプへの参加の可否、キャンプ地先の時期の通知等を事務局を通じ、通知する。

第5 参加受入人数

参加受入人数は各事務所等の実情に応じて決定するものとする。

第6 実施時期

大学等の夏期休暇期間を考慮し、7月から9月までの間で計画する。

第7 「キャンプ砂防」運営委員会

キャンプ砂防の全国的な調整及び連絡を目的として、「キャンプ砂防」運営委員会を設置するものとする。

第8 広報

砂防事業及び「キャンプ砂防」を国民に広く理解してもらうため積極的な広報に努めるものとする。